

令和6年第2回氷川町議会定例会会議録（第1号）

令和6年3月6日
午前10時00分開議
於 議場

1. 議事日程（1日目）

- | | |
|--------|---|
| 日程第 1 | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第 2 | 会期の決定 |
| 日程第 3 | 諸般の報告 |
| 日程第 4 | 行政報告 |
| 日程第 5 | 同意第 1号 氷川町教育長の任命について |
| 日程第 6 | 同意第 2号 氷川町農業委員会委員の任命について |
| 日程第 7 | 議案第 3号 氷川町空家等の適正な管理に関する条例の制定について |
| 日程第 8 | 議案第 4号 氷川町フルタイム会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例について |
| 日程第 9 | 議案第 5号 氷川町パートタイム会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について |
| 日程第 10 | 議案第 6号 氷川町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について |
| 日程第 11 | 議案第 7号 氷川町報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について |
| 日程第 12 | 議案第 8号 氷川町手数料条例の一部を改正する条例について |
| 日程第 13 | 議案第 9号 氷川町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について |
| 日程第 14 | 議案第 10号 氷川町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例について |
| 日程第 15 | 議案第 11号 氷川町ひとり親家庭等医療費助成に関する条例の一部を改正する条例について |
| 日程第 16 | 議案第 12号 氷川町介護保険条例の一部を改正する条例について |
| 日程第 17 | 議案第 13号 氷川町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について |
| 日程第 18 | 議案第 14号 氷川町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サ |

		ービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
日程第19	議案第15号	氷川町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
日程第20	議案第16号	氷川町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例について
日程第21	議案第17号	氷川町竜北西部学童保育所整備基金条例を廃止する条例の制定について
日程第22	議案第18号	令和5年度氷川町一般会計補正予算（第10号）について
日程第23	議案第19号	令和5年度氷川町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について
日程第24	議案第20号	令和5年度氷川町介護保険特別会計補正予算（第3号）について
日程第25	議案第21号	令和5年度氷川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について
日程第26	議案第22号	令和5年度氷川町下水道事業会計補正予算（第3号）について
日程第27	議案第23号	令和6年度氷川町一般会計予算について
日程第28	議案第24号	令和6年度氷川町国民健康保険特別会計予算について
日程第29	議案第25号	令和6年度氷川町介護保険特別会計予算について
日程第30	議案第26号	令和6年度氷川町後期高齢者医療特別会計予算について
日程第31	議案第27号	令和6年度氷川町下水道事業会計予算について
日程第32	議案第28号	第4期氷川町地域福祉計画の策定について
日程第33	議案第29号	氷川町過疎地域持続的発展計画の変更について

2. 出席議員は次のとおりである（12名）。

1番	飯田健二	2番	西尾正剛
3番	木下厚	4番	吉川義雄
5番	長尾憲二郎	6番	松田達之
7番	上田俊孝	8番	三浦賢治
9番	上田健一	10番	片山裕治
11番	清田一敏	12番	米村洋

3. 欠席議員はなし

4. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事務局長 山本昭義 書記 川野瑠美

5. 説明のため出席した者の職氏名

町長	藤本一臣	副町長	平逸郎
教育長	西村裕	総務課長	増永光幸
企画財政課長	西村憲志	税務課長	平山早苗
町民課長	坂本哲也	福祉課長	岩本博美
農業振興課長	増住豪二	農地課長	坂梨俊弘
建設下水道課長	白丸浩二	地域振興課長	村上孝治
会計管理者	星田達也	学校教育課長	西田美子
生涯学習課長	荒平健二	代表監査委員	島田博行

開議 午前10時00分

-----○-----

- 議長（米村 洋議員） 皆さん、おはようございます。
ただいまから令和6年第2回氷川町議会定例会を開会します。
これから本日の会議を開きます。
本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

-----○-----

日程第 1 会議録署名議員の指名

- 議長（米村 洋議員） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
本定例会の会議録署名議員は、会議録規則第120条の規定によって、11番、清田一敏議員、1番、飯田健二議員を指名します。

-----○-----

日程第 2 会期の決定

- 議長（米村 洋議員） 日程第2、会期の決定を議題とします。
お諮りします。本定例会の会期は本日から3月10日までの7日間といたしたいと思いましたが御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（米村 洋議員） 御異議なしと認めます。したがって、会期は本日から3月12日までの7日間に決定しました。

-----○-----

日程第 3 諸般の報告

- 議長（米村 洋議員） 日程第3、諸般の報告を行います。
例月現金出納検査が実施され、その報告書が提出されていますので報告します。
次に、令和5年第2回八代生活環境事務組合議会定例会が開催され、会議録が提出されていますので報告します。
次に、八代広域行政事務組合議会令和6年第2回定例会が開催され、会議録が提出されていますので報告します。
次に、氷川町及び八代市中学校組合議会定例会が開催され、令和5年第3回会議録及び令和6年第1回会議結果の報告が提出されていますので報告します。
なお、これらの報告書及び会議録は議会事務局に保管してありますので、御自由に閲覧願います。
次に、令和5年10月10日から12日まで及び10月18日から20日まで、滋賀県全国市町村国際文化研修所において、飯田健二議員が自主研修に行きましたので報告します。
次に、令和6年1月20日から24日まで石垣市役所において三浦賢治議員、上田俊孝議員、長尾憲二郎議員が自主研修をしましたので報告します。

これで諸般の報告を終わります。

今日は民生委員の人達がみえてますから、諸般の報告を早く終わらせたんですが、あなた達は1時間しか傍聴できないということを聞いております。だから、一番大事な行政報告について町長から発言の申出がありますから、5年度の行政報告と6年度の施政方針、町の施策をやるかということをお願いしたいと思っ
て、できる限り町長の施政方針が終わるまで居て頂きたいなと思っておりますが、どうでしょうか。西村会長どうでしょうか。いいですか。

-----○-----

- | | | |
|--------|---------|---|
| 日程第 4 | 行政報告 | |
| 日程第 5 | 同意第 1号 | 氷川町教育長の任命について |
| 日程第 6 | 同意第 2号 | 氷川町農業委員会委員の任命について |
| 日程第 7 | 議案第 3号 | 氷川町空家等の適正な管理に関する条例の制定について |
| 日程第 8 | 議案第 4号 | 氷川町フルタイム会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例について |
| 日程第 9 | 議案第 5号 | 氷川町パートタイム会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について |
| 日程第 10 | 議案第 6号 | 氷川町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について |
| 日程第 11 | 議案第 7号 | 氷川町報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について |
| 日程第 12 | 議案第 8号 | 氷川町手数料条例の一部を改正する条例について |
| 日程第 13 | 議案第 9号 | 氷川町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について |
| 日程第 14 | 議案第 10号 | 氷川町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例について |
| 日程第 15 | 議案第 11号 | 氷川町ひとり親家庭等医療費助成に関する条例の一部を改正する条例について |
| 日程第 16 | 議案第 12号 | 氷川町介護保険条例の一部を改正する条例について |
| 日程第 17 | 議案第 13号 | 氷川町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について |
| 日程第 18 | 議案第 14号 | 氷川町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例 |

- 日程第 19 議案第 15 号 氷川町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 日程第 20 議案第 16 号 氷川町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 21 議案第 17 号 氷川町竜北西部学童保育所整備基金条例を廃止する条例の制定について
- 日程第 22 議案第 18 号 令和 5 年度氷川町一般会計補正予算（第 10 号）について
- 日程第 23 議案第 19 号 令和 5 年度氷川町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）について
- 日程第 24 議案第 20 号 令和 5 年度氷川町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）について
- 日程第 25 議案第 21 号 令和 5 年度氷川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）について
- 日程第 26 議案第 22 号 令和 5 年度氷川町下水道事業会計補正予算（第 3 号）について
- 日程第 27 議案第 23 号 令和 6 年度氷川町一般会計予算について
- 日程第 28 議案第 24 号 令和 6 年度氷川町国民健康保険特別会計予算について
- 日程第 29 議案第 25 号 令和 6 年度氷川町介護保険特別会計予算について
- 日程第 30 議案第 26 号 令和 6 年度氷川町後期高齢者医療特別会計予算について
- 日程第 31 議案第 27 号 令和 6 年度氷川町下水道事業会計予算について
- 日程第 32 議案第 28 号 第 4 期氷川町地域福祉計画の策定について
- 日程第 33 議案第 29 号 氷川町過疎地域持続的発展計画の変更について

○議長（米村 洋議員） 続きまして、日程第 4、行政報告について町長から発言の申出がありました。及び日程第 5、同意第 1 号、氷川町教育長氷川町教育長の任命についてから日程第 33、議案第 29 号、氷川町過疎地域持続的発展計画の変更についてまでを一括議題とします。

町長の行政報告及び施政方針の提案理由の説明を求めます。藤本一臣、町長

○町長（藤本一臣町長） 皆様おはようございます。二十四節気のひとつ、啓蟄を過ぎまして、春の訪れを感じる頃になりました。議員各位には日々御活躍のことと御喜びを申し上げます。

本日は、令和 6 年第 2 回氷川町議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位には公私ともに大変お忙しい中にお繰り合わせ、御出席を頂きまして誠にありがとうございます。

また、日頃より町政運営につきまして格段の御理解と御協力を賜り、心より感謝

と御礼を申し上げます。

併せまして、今日は民生児童委員の皆さん方が議会傍聴をしていただきました。御礼を申し上げたいと思います。

年明けの元旦に能登半島地震が発生をし、尊い命と貴重な財産が奪われました。被災をされました全ての皆様方に御悔みと御見舞いを申し上げたいというふうに思っております。まさに熊本地震を彷彿とさせる地震でありまして、熊本地震を経験しております私たちにとりましてはですね、その怖さ辛さが分かっております。これからですね、支援にしっかり力を注いでいきたいというふうに思っているところでありまして、支援物資として半畳畳5,400畳を八代市と氷川町で作成をし、現地に送りたいというふうに思っております。今作成中でありまして、いち早く送れるように頑張っていくというふうに思っているところであります。併せまして、職員の派遣も行っております。本町からは今2名、また来週ですね、3人目が9日間の日程で支援に行く予定となっております。

また、その翌日には日航機の航空機事故が発生をいたしました。海上保安庁搭乗員の5名の方が死亡されたものの、日航機の乗員乗客379名は全員無事に脱出されたことは、乗務員の迅速的確な対応の賜物であり、日頃の訓練の成果だろうというふうに思っております。町民の生命財産を預かる行政といたしましてもですね、大変示唆のある出来事でありました。

新型コロナウイルス感染症につきましては、新規感染者数が減少しておりますものの、日々、新規感染は確認されており、終息までにはまだ時間がかかるようであります。

なお、新型コロナウイルス感染対応地方創生臨時交付金並びに物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用した令和5年度の事業につきましては、低所得世帯支援金支給事業1件、子育て世帯支援事業5件、消費下支え事業2件、医療、介護、保育施設、教育施設等支援事業1件、農林水産業支援事業4件、町公共交通物流及び地域観光等支援事業1件の合計18件の事業を実施したところであります。国、県の事業と相まって、相応の効果を果たしたものと感じております。

令和5年度も残り3週間余りとなりましたが、主な事業の進捗状況を報告いたします。

初めに、産業振興の分野では、竜北地区湛水防除事業、氷川排水機場の下部工事が完了をいたしました。来年度から上屋の建設に入っていくものというふうに思っております。また、1号幹線導水路の工事も再開をされております。基幹水利施設であります氷川大堰の改修が完了し、安定した農業用水の供給が確保されているところであります。

農業基盤整備事業では、笹尾新田地区排水路改修事業、島地鹿島地区排水路改修事業、砂川排水機場更新事業を実施するとともに、不知火干拓再整備に向けた土地改良事業が採択をされました。

若洲排水機場の更新、パイプラインの更新、排水路及び農道の整備を実施する計

画で、本年度は環境調査と実施設計業務を実施いたしております。

物価高騰対策支援として、施設園芸、工芸作物の燃油価格高騰への補助、並びに酪農飼料及び昼表経糸価格高騰への補助を実施いたしております。

吉野梨火傷病対策として、自家製花粉採取に必要な機械器具の補助を県と連携して実施をいたしております。

商工業振興対策といたしましては、プレミアム付き商品券の発行枚数を増やすとともに、創業支援事業所等整備促進事業5件、住宅リフォーム促進事業31件の利用があり、若手後継者等育成事業、特産品販路開拓事業及び街路灯維持補修費補助事業を継続して実施をしているところであります。

保健福祉の分野では、3歳未満児の保育料を昨年9月から無償化をいたしました。併せまして、3歳未満児の子育てに関わる経済的負担を軽減するため、子育て支援臨時交付給付金、出産子育て応援給付金、保育所給食材料費補助金を支給いたしました。

高校生までの医療費無償化及び病中病後児の保育事業、障害児保育事業をはじめ、すこやか赤ちゃん出産祝金事業を継続して実施をし、子育て世代の負担軽減に役立っているものと思っております。

竜北西部小学校の学童保育所を新築し、供用が開始をされました。快適な環境の中で児童の見守りができているものというふうに思っております。

高齢者福祉対策として、福祉タクシー利用料金支援事業、食の自立支援事業、介護サービス事業及び町内全地区においていきいきサロン事業に取り組まれています。

教育振興の分野では、学校給食共同調理場改修工事を2か年事業で実施をいたしております。本年度は屋根、天井及び増築部分の建設改修工事を実施しているところであります。物価高騰に対応するため、小中学校給食材料費を補助し、保護者の負担を増やさずに、給食の質を確保しているところであります。

竜北体育センター空調設備の改修が完了をいたしました。

宮原小学校第1校舎廊下の研磨工事が完了したところであります。

大空町とのふれあいスタディ交流事業を再開し、昨年8月に大空町へ、氷川町から児童生徒を派遣し、今年、年明けの1月に氷川町へ大空町の中学生が訪問をいたしました。

新型コロナウイルス感染症の影響で開催できなかった3年前の成人式を、23歳の集いとして、昨年8月に開催をいたしました。参加者の皆さん、それぞれですね、大変喜んで頂いたところであります。

生活環境の分野では、県道氷川八代線の道路改良工事が完了し、供用を開始しておりますが、大野交差点の安全な通行とともに、竜北公園への出入りもスムーズにできているところであります。

氷川警察署跡地にPFI事業を活用した公共供給型優良賃貸住宅建設事業計画をいたしております。今その作業を進めております。ただ、物価高騰等の影響を受

けまして、費用がかなりかさんでおりまして、その費用対効果及び将来の財政負担等を熟慮した上で、議会の御意見を聴きながら方針を決定していきたいというふうに思っております。なお、町営吉本住宅の解体工事が完了をいたしました。

防犯カメラを昨年度8基、本年度2基設置をし、地域及び通学路の見守りと犯罪の抑止に役立っているところでもあります。

宇城氷川スマートインターの利用台数が1日平均2,500台を数えております。計画台数の2倍以上の利用がっております。併せまして、アクセス道路の通過台数も1日約7,000台と、多くの車両が利用されているところでもあります。

下水道宮原処理区の八代北部流域下水道への編入事業は、宮原中継ポンプ場工事を実施いたしております。

皆様の御協力により、ごみの減量化が進んでおります。改めて、さらにこれからもその減量化を進めていきたいというふうに思っておりますし、昨年10月にゼロカーボンシティ宣言を行いました。脱炭素社会への取組を推進するということでございまして、その一番手がこのごみの減量化かなというふうに思っております、生ごみの減量化と資源ごみの分別収集、更に御協力を頂きたいというふうに思っております。

行政運営の分野では、デジタル田園都市国家構想交付金を活用して自治体DXを推進しております。役場窓口のキャッシュレス化、公共施設予約のオンライン化、行政手続のオンライン化並びに行政事務のペーパーレス化を目指して作業を進めているところでもあります。なお、住民票等の各種証明書のコンビニ交付につきましては、昨年12月から供用開始をいたしております。

ふるさと納税につきましても多くの納税を頂いております。本年2月末現在で、寄附件数が6万7,145件、寄附金額7億5,225万9,000円の実績であります。

以上のとおり、各分野での事業推進に最善を尽くしてまいりましたが、議員各位並びに町民の皆様をはじめ、関係組織機関の御協力のもと、職員全員が全職員が一丸となって職務に精励したことにより、相応の効果を得る行政運営ができたというふうに考えております。

以上、令和5年度の行政報告といたします。

続きまして、令和6年度の施政方針並びに提案理由の説明に移らせていただきます。政府は昨年6月に閣議決定した経済財政運営と改革の基本方針2023において、我が国が直面する時代の転換期とも言える内外の歴史的、構造的な変化と課題の克服に向け、大胆な改革を進めるとしています。世界経済の不確実性が大きく増す中、持続可能な経済成長を期する新しい資本主義に向けた改革として、三位一体の労働市場改革による構造的賃上げの実現と人への投資の強化と、分厚い中間層の形成、少子化対策子ども政策の抜本的強化、投資の拡大と経済社会改革の実行、包摂社会の実現、地域中小企業の活性化を加速化させるというふうに言っております。

これを踏まえまして、令和6年度の予算要求の基本方針としては、年金、医療等の社会保障費は自然増額分の確保、地方交付税交付金は新経済財政再生計画との整合性に留意、義務的な経費については前年度予算の範囲内、その他の経費については前年度当初予算の90パーセント以内の額で要求できることとされました。また、原油価格物価高騰対策等を含めた重要政策については、基本方針を踏まえて十分検討されることとされています。

熊本県においては、平成28年度熊本地震、新型コロナウイルス感染症、令和2年7月豪雨災害の3つの課題の取組を最優先としてきた一方で、中期的な財政収支の見通しとして、国からの特例的な財政支援による事業執行が行われなくなることや、県債では、熊本地震関連や豪雨災害事業分の本格開始など、財政状況も厳しい状況にあるとされています。

令和6年度の予算編成においては、真に必要な事業への選択と集中を徹底し、将来の負担を考慮する観点から、3つの課題への対応を最優先とし、その他の事業については、必要性や緊急性を精査し、一般行政経費や投資的経費にシーリングを設定した上で、歳入歳出の見直しを徹底するとしています。

このことを受け、本町においては、令和4年度の一般会計決算による実質収支は5億293万3,000円、繰越金や積立金取崩し額を含めた実質単年度収支は2億4,750万8,000円の赤字となり、経常収支比率は99.5パーセントと前年に比べて4ポイント上昇しました。さらには、今後数年間は、公債費が9億円を超える状態が続くことが予想され、公債費への一般財源の充当を要因として、経常収支比率は高い水準で推移することが見込まれております。また、令和4年度末における財政調整基金残高は14億2,043万4,000円で、前年度と比較して約7,976万円減少しており、財政調整基金を取り崩さなければ予算編成ができない状況は依然として続いており、一般財源歳出の抑制が急務となっております。

そこで、令和6年度一般会計予算の編成方針として、新型コロナウイルス感染症の残る課題への対応を行いながら、原油、原材料価格の高騰や、円高の進行に伴う物価高騰の影響により、各種の費用も上昇傾向になることが相当数想定されることに加え、令和6年度以降も経営湛水防除事業、下水道宮原処理区流域編入事業、公営住宅整備事業、クリーンセンター解体事業など、大きな財政需要が見込まれます。

重要な事業には必要な財源を確保する一方で、事業規模の精査を行うことで、歳出抑制を図り、その他の事業においては、行政評価等の活用による事務事業の見直しを積極的に行い、財政の健全化及び持続可能な行政運営に向けて、職員一人一人が町財政の厳しい状況について共通の認識に立った上で、思い切った合理化、効率化を行うなど、これまで以上に徹底したコスト意識のもとに、メリハリのある予算編成に心がけ、対前年度比1.6パーセント増の総額78億9,653万5,000円としたところであります。

歳入では、地方交付税、国県支出金、寄附金の増加を見込み、財源確保のために

財政調整基金から必要な繰入れを行ったところであります。

歳出では、教育費及び公債費以外は全て増額予算といたしました。

氷川町が誕生して19年目を迎え、激変する社会情勢を的確に捉え、持続可能な基礎自治体としての方向性を示す大切な時期を迎えております。

令和6年度は、産業活性化と人口減少及び少子化の克服に向けた行政運営と位置づけ、住民生活を最優先に考える多様性のある柔軟な視点と、財政健全化を見据えた徹底した行財政改革に取り組むとともに、国が掲げる新しい資本主義への改革を念頭に置き、人口減少、少子高齢化並びに地域産業の活性化に向けた事業展開すべく、氷川町総合振興計画並びに地方創生総合戦略に基づいた次の5つのまちづくり戦略を掲げ、議会の協力を頂き、町民の皆様と協働しながら、小さな町で大きな幸せを感じる田園都市・氷川の実現に向け、堅実かつ積極的な行政運営を行ってまいりますので、一層の御協力をお願いいたします。

まず1点目に、魅力あふれる産業の振興を図ってまいります。

安定した生活基盤を確保するためには、基幹産業である農業、商工業に活力と魅力がなくてはなりません。

農業振興策といたしましては、足腰の強い持続可能な農業経営を図るため、各種生産組織及び営農組織を中核とした組織型農業を推進するとともに、共同経営を視野に入れた農事組合法人並びに担い手農家の育成を図ってまいります。

農地集積加速化事業については、既に農事組合法人として設立をいたしております6法人の経営安定に向けた支援を行います。

農地課と農業委員並びに最適化推進委員の皆様との連携により、熊本県中間管理機構を活用し、農地の集積を積極的に推進します。併せまして、新規事業として、農道馬原1号線道路改良事業に着手をいたします。

い業機械再生事業支援事業も継続して実施をすることといたしてありまして、い業関連機械の維持管理を支援することにより、生産機械の長寿命化を図ってまいります。加えて、第2次昼表経糸価格高騰対策事業も昨年に引き続き実施をいたします。

第3次物価高騰対策事業として、施設園芸及び工芸作物燃油代の一部補助並びに酪農飼料の一部補助も継続して実施をいたします。

農業次世代人材投資事業及び有害鳥獣被害対策事業の国県事業を積極的に活用し、新規就農者の支援及び鳥獣被害の抑制を図ってまいります。

氷川町農業元気づくり支援事業は、いちご減農薬推進、施設園芸、薬剤抵抗性害虫対策、梨、柑橘、露地野菜、葉たばこ重要病害虫対策、家畜伝染病、花き日持ち性向上対策の8つの事業を実施いたします。

スマート農業普及促進事業及び農業用水浄化装置普及促進事業は、町単独事業として、個別に今年度も実施をしてまいります。また、継続事業といたしまして、経営所得安定対策事業、経営体育成支援事業、氷川町販売戦略基本計画に基づく農産物販売戦略強化対策、農産物輸出促進事業をはじめ、農地の利活用調整、利活用状

況等の農業委員会の機能充実を支援する農地集積支援事業及び耕作放棄地解消緊急対策事業にも取り組むことといたしております。農業経営の安定化と農家負担の軽減を目的とした農業収入安定化事業につきましては、施設共済保険、それから収入保険の二本立てで今年度も実施をしております。

水産基盤整備交付金事業では、アサリ、ハマグリ稚貝の放流及び漁場の耕耘を継続して実施をいたします。

森林環境譲与税を活用した町内の森林現況調査を今年度も継続して実施をいたします。

農業基盤整備促進事業として、団体営農業農村整備事業による島地地区排水路改修経営事業によります砂川排水機場の下部工、若洲不知火地区土地改良事業を実施するとともに、竜北地区の県営湛水防除事業につきましては、排水機場の建設に着手するとともに、導水路整備も見直した計画に基づき、熊本県とともに推進を図っております。

多面的機能支払い交付金事業につきましては、町内30地区で取り組まれておりますが、農村環境の保全と改善に向けた取組を氷川町土地改良区と連携をして実施をいたします。

商工業振興策といたしましては、継続して創業支援事業所整備促進事業を推進します。また、新規創業する商工業者の店舗及び機械器具の整備と既存の商工業者の店舗リフォーム及び機械器具等の更新についても支援を継続しております。

同じく継続事業として、若手後継者や創業予定者の経営力向上に向けたソフト面の支援を行うため、若手後継者等育成特別推進事業を実施いたします。

住宅リフォーム促進事業につきましても継続をして実施をいたします。中小建設業者の支援と空家対策としての地域環境の改善とともに、町内商工業の振興を図ってまいりたいと考えております。また、ネット通販販路拡大事業、地域資源活用特産品開発、販路拡大事業を、販売戦略商工会補助金として位置づけ、雇用の確保、商工会活動の支援と商工業者の経営革新を支援しております。

町単独のプレミアム付き商品券につきましては、本年度は20パーセントのプレミアムをつけて発行したいというふうに考えております。町内における購買力の向上を目指してまいります。

企業誘致活動につきましては、農地保全との均衡を図りつつ、中小規模の企業の誘致を目指すとともに、その受皿となる農振除外及び農地の転用について県と協議をしております。

道の駅竜北、竜北公園、宮原まちづくり酒屋、立神峡公園、秋山幸二ギャラリーが相互に連携を図りながら、その活用を図ることといたしております。

氷川まつり、梨マラソン大会、ヘラブナ釣り大会、ウォーキング大会など、各種イベントにつきましても、参加者増加への工夫を行い実施するとともに、町内外からの交流人口を増やし、地域経済の活性化を図っております。

2点目に、地域で生き生きと暮らせる保健福祉のまちづくりであります。

生活の安定は健康づくりという視点から、疾病の早期発見、早期治療を促進し、町民の皆様の健康増進と医療費の抑制を図るため、保健予防健診事業及び健康相談、保健指導、食生活改善指導を更に強化推進をいたします。

高齢者等福祉タクシー利用料金支援事業を継続し、交通手段に乏しい高齢者及び障害をお持ちの皆様を支援してまいります。

病児病後児保育が八代北部地域医療センターを事業主体として実施をされておりますので、今後も運営並びに財政支援を行ってまいります。

八代市、八代市郡医師会と連携して設置をいたしました八代地域在宅医療介護連携支援センターを核として、地域包括ケアシステムの構築を進めてまいります。

第9期氷川町介護保険事業計画に基づき、対象者個々のニーズに応じた適切な介護保険サービスを提供いたします。

人間ドック受診費用、各種がん検診費用、インフルエンザ予防接種費用等の助成を継続して実施をいたします。

継続事業として、3歳未満児の保育料の無償化及び3歳未満児のおむつ代やミルク代などの子育てに関わる経済的負担を軽減するため、物価高騰対策子育て支援臨時交付金を支給します。

家事育児に不安を抱えるヤングケアラー家庭を訪問し、家事支援を行う子育て世帯訪問支援事業も継続して実施をしてまいります。

子育て及び定住促進対策として、現在の高校生までの医療費の無料化、産前産後ホームヘルプ事業及びすこやか赤ちゃん出産祝金支給事業を継続して実施するとともに、保健師を中心とした氷川町子育て世代包括支援センターを充実させ、子育て世代の支援を促進してまいります。

また、新たに、子ども家庭センターを宮原福祉センター内に設置をし、子どもの虐待及び悩み相談に対応してまいります。

高齢者及び障害者福祉対策といたしましては、いきいきサロン事業、食の自立支援事業、通所型介護サービス事業、高齢者及び障害者住宅改造助成事業の継続事業をはじめ、障害者総合支援法に基づくさまざまな支援事業を実施するとともに、就労支援など、自立支援にも取り組んでまいります。特に、いきいきサロン事業につきましては、全地区で開催をされております。民生児童委員の皆さん方にも日々お世話になっているところであります。高齢者のみならず、地域の各年代層の方々が関わりを持てる機会をつくり、地域ぐるみで高齢者を見守る環境づくりを更に進めてまいりたいというふうに考えております。

氷川町社会福祉協議会の地域福祉計画及び組織改革計画を踏まえ、各種サービスの業務形態と職員の就業形態を改め、社会福祉協議会事務所の一元化を図り、円滑な事業推進、事業運営に努めるとともに、社会福祉協議会と民間施設の役割分担を図り、氷川町に適応した社会福祉協議会独自の地域で支える介護福祉の環境づくりを進めてまいります。

3点目に、人を育む魅力ある教育の振興でございます。

学校給食共同調理場規模拡大工事を施工しております。令和6年度で完成の予定でありまして、あわせまして、完成後、氷川中学校の給食をこの調理場で調理をしたいと思っております、その統合に向けた環境整備を進めてまいります。

新規事業として、ペルーへ移住し、活躍をされた平岡カルロス千代照様の生涯と地域貢献活動を紹介することを目的に、授業の副教材の作成を行ってまいります。

氷川町町民文化センター内に設置をした教育支援センターの活用による不登校の未然防止及びその解消を図り、児童生徒の登校、学校復帰を支援してまいります。

中学生の英語検定受験助成事業を継続し、財団法人日本英語検定協会が実施をする実用英語技能検定費用の全部及び一部を助成し、英語に対する学習意欲の向上を図ります。

小中学校に導入が完了したICT機器、電子黒板、タブレット等、及びICT支援員2名を配置し、学習支援を行うことで、学力の向上を図ってまいります。

継続して教職員OBを指導主事として配置をし、教職員の授業力向上及び学級経営、生徒指導への指導助言を行うとともに、本町教育の特色でありますコミュニティ・スクールの取組を更に推進をしてまいります。

全小中学校における要支援児童生徒への教育支援を行う要支援児童生徒教育支援事業及び地域ぐるみで学校運営を支援する学校支援地域本部事業も継続して取り組んでまいります。特に要支援児童生徒支援員につきましては、5校合わせて12名体制で支援をしてまいります。

継続して、宮原小学校の廊下の研磨作業を実施するとともに、教材備品等の購入につきましては、学校現場の要望を尊重して進めてまいります。

小中学校部活動が社会体育に移行して6年が経過をいたしました。今後も円滑な活動が図られるよう、指導者の育成等支援を行うとともに、中学校部活動の地域指導への移行についても、一部の部活で試行開始をいたします。

幼児期における質の高い保育、教育を支援するための子ども子育て支援事業計画及び新次世代育成支援対策行動計画に基づく事業を実行し、全ての子どもと子育て家庭が安心安全、健康に暮らせるまちを目指してまいります。

八火図書館も多くの町民の皆様方に御利用頂いておりますが、今後も蔵書数を増やすとともに、本施設を中核として学校図書館との連携を図りながら、積極的に図書活動を実施してまいります。

氷川町スポーツ協会並びに氷川町文化協会の組織の強化と、会員の拡大を目指して、相互に連携を図りながら、社会体育と文化の振興に向けた支援を行います。

4点目に、魅力ある暮らしやすいまちづくりを進めてまいります。

地域環境への負荷軽減による自然と共生するまちづくりを目指して、太陽光発電施設等の費用助成を行う住宅用新エネルギー等導入促進事業については、今後も継続して実施をしてまいります。

併せまして、合併浄化槽設置助成事業も継続をいたします。

八代市環境センターにおける氷川町のごみ広域処理が4月から開始をされます。

その円滑な運営を図るとともに、生ごみ減量化を目指した電気式生ごみ処理機及びコンポスト購入助成は継続して実施をし、昨年10月に宣言したゼロカーボンシティの理念の普及を図り、ごみの減量化と資源ごみの回収に努めてまいります。

海洋環境保全に資するとともに、河川環境保全への波及効果を目指して、海岸漂着物、漂流物、海底ごみの回収処理事業を継続して実施をいたします。

防災防犯対策といたしましては、熊本地震を踏まえて一部見直した氷川町地域防災計画に基づくそれぞれの対応を徹底するとともに、氷川町防災マップ、地区別防災計画に基づき、総合防災訓練を実施し、地区住民の皆様の防災意識の醸成を推進してまいります。

防犯カメラにつきましては、防犯効果、証拠能力による関係者判明のツールとして効果がありますので、本年度は3基増設をする予定であります。

防災行政無線を活用し必要な情報を適時適切に提供するとともに、災害対応資機材及び食料等の蓄を計画的に進めてまいります。

消防団及び自主防災組織を核とした地域防災体制の充実と、地域ぐるみで見守る防犯体制を確立するとともに、機能的な組織づくりを進めてまいります。特に消防団につきましては、消防活動資機材及び装備の整備を図るとともに、団員定数につきましては、令和5年度、それから令和6年度で見直しを行うことといたしております。令和6年度末の定数470名を目途に、各分団の主導により、暫時、団員定数の見直しを行っているところであります。

下水道事業につきましては、新規事業として、老朽化対策計画変更、下水道事業計画変更、ウォーターPPP基礎調査、経済戦略の策定業務を実施するとともに、県営事業で進めております宮原処理区の八代北部流域下水道への編入を県と連携して積極的に推進してまいります。

集落内の道路、河川及び排水路につきましては、氷川町道路整備基本計画と地区からの要望との整合性を図りながら、社会資本整備総合交付金等の国県の事業を積極的に活用しつつ、優先順位をつけて整備を行うこととしております。

町が管理する既設の橋梁につきましては、橋梁の長寿命化修繕計画に基づき、こちらも優先順位をつけて、暫時、改修を続けてまいります。

氷川警察署跡地にPFI事業を活用した公共供給型優良賃貸住宅建設事業を今進めております。費用対効果及び将来への財政負担等を熟慮した上で、冒頭申し上げましたとおり、議会の御意見を聞き、方針を決定してまいりたいというふうに思っております。

定住促進施策の一環として、継続事業として、空家バンクに登録した空家リフォーム助成、引っ越し及び家財撤去の助成を行うとともに、移住体験住宅を活用し、移住希望者の体験宿泊や空家店舗及び遊休農地等の情報発信を行い、町内町外はもとより、県外から移住者の受入れを行う移住定住促進プロジェクト事業をさらに強化をしてまいります。

5点目に、住民自治を支える行政運営の推進であります。

自治体DXの一環として、国の交付金を活用して、スマート行政サービス推進事業を実施いたしました。電子決裁システム、住民票のコンビニ交付システム、公共施設予約システム、行政手続のオンライン化及び文書管理システム等を導入いたしましたので、その円滑な運用を図ってまいります。

博報堂プロダクツとの連携協定に基づき1年間調査検討を実施してまいりました。そして、持続可能な氷川町の実現に向けた課題解決重点プロジェクトを抽出し、その推進を図ってまいります。そのために、地域活性化企業人材派遣制度を活用し、民間の人材を一定期間受入れ、専門的知識、経験、人脈を活用し、地域課題の解決に向けた取組を展開してまいりたいというふうに思っております。令和6年度当初予算に予算を計上させていただいております。

議会議事録作成支援システム及び行政事務のペーパーレス会議システムの活用を図るとともに、オンラインによる在宅勤務に対応する環境も整備を図っているところであります。

第2次氷川町総合振興計画、第2期地方創生総合戦略並びに氷川町国土強靱化地域計画で示したまちづくりの基本方針及び各種施策を着実に遂行するためには財源が必要でありますので、創意工夫による財源の確保と堅実な財政運営を図ってまいります。

氷川町第2次行政改革大綱及び実施計画に基づいた改革を確実に実践するとともに、堅実な行財政運営を行うためにも、進捗状況の確認と成果の検証を行い、堅実な行財政運営を進めてまいります。さらに効率の良い機能的な行政組織とするため、公共施設の管理運営計画に基づき、適正な施設管理と効率的な運用に努めてまいります。

行政運営の原動力である職員の能力開発と育成に尽力をするとともに、人事考課を厳正に行い、処遇へ反映させてまいります。

住民と行政の協働によるまちづくりを進めていく上では、町民の皆様との対話と協調が重要であります。必要な情報を共有する必要がありますので、さまざまな機会を通して、民意の聴取と情報提供に努めてまいります。

大空町との人材交流及び物産の相互交流を継続するとともに、ペルー共和国との友好の絆を深めてまいります。

行政運営そのものが、SDGs誰一人取り残さない社会の実現につながるものと確信をして、住民主体の行政運営に取り組んで、参る所存であります。

以上、5つのまちづくり戦略を令和6年度の町政運営の基本方針として、安心して暮らせ、幸せを実感できる、持続可能な田園都市・氷川の創造を目指して、職員とともに全身全霊を傾注して、緊張感を持って取り組んで参る所存でございますので、議員各位におかれましては、より一層の御理解と御支援、御協力をお願い申し上げます。令和6年度の施政方針といたします。

引き続き、提案理由の説明を行います。

本定例会に提案をいたしておりますのは、条例の制定及び一部改正15件、令和

5年度一般会計並びに特別会計補正予算5件、令和6年度一般会計並びに特別会計予算5件、その他2件、同意2件でございます。

議案第3号は、空家等の適切な管理に関し必要な事項を定めるため、新たに条例を制定するものでございます。

議案第4号から議案第6号は、地方自治法の一部改正による法律の施行により、会計年度任用職員の処遇改善に向けた関係規定を整備するため、関係条例の一部を改正するものでございます。

議案第7号は、氷川町報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正するものであります。

議案第8号は、氷川町手数料条例の一部を改正するものであります。

議案第9号は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正に伴い、関係条例の一部を改正するものでございます。

議案第10号は、現行の印鑑登録証に加え、利用者証明用電子証明書が設定されたマイナンバーカードを印鑑登録証として活用できるようにするため、関係条例の一部を改正するものであります。

議案第11号は、配偶者からの暴力防止及び被害者の保護等に関する法律の改正に伴い、関係条例の一部を改正するものであります。

議案第12号は、介護保険法施行令の改正に伴い、関係条例の一部を改正するものでございます。

議案第13号及び議案第14号は、国が定める指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等の改正に伴い、関係条例の一部を改正するものでございます。

議案第15号及び議案第16号は、国が定める指定介護予防支援等事業の人員及び運営並びに介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の改正に伴い、関係条例の一部を改正するものでございます。

議案第17号は、竜北西部学童保育所の整備事業が完了したため、基金条例を廃止するものであります。

議案第18号から議案第22号までは、令和5年度一般会計並びに特別会計の補正予算でありまして、一般会計及び特別会計ともにそれぞれ過不足が生じておりますので補正するものであります。

議案第23号は、令和6年度氷川町一般会計予算でありまして、歳入歳出予算の総額を対前年度比1.66パーセント増の78億9,653万5,000円とするものであります。

議案第24号は、令和6年度氷川町国民健康保険特別会計予算でありまして、歳入歳出の予算総額を対前年度比8.2パーセント増の20億5,292万5,000円とするものであります。

議案第25号は、令和6年度氷川町介護保険特別会計予算でありまして、歳入歳出予算の総額を対前年度比2.1パーセント減の16億1,044万3,000円とす

るものであります。

議案第26号は、令和6年度氷川町後期高齢者医療特別会計予算でありまして、歳入歳出予算の総額を対前年度比16パーセント増の2億4,826万4,000円とするものでございます。

議案第27号は、令和6年度氷川町下水道特別会計予算でありまして、収益的収入6億5,539万7,000円、収益的支出5億9,275万9,000円を見込み、資本的収入1億2,590万4,000円、資本的支出3億3,862万円を見込んでおります。

議案第28号は、第4期氷川町地域福祉計画の策定について、地方自治法第96条第2項の規定により議会の議決を求めるものであります。

議案第29号は、氷川町過疎地域持続的発展計画の変更について、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第8条第10項において準用する同条第1項の規定により議会の議決を求めるものであります。

同意第1号は、氷川町教育長の任命について議会の同意を求めるものであります。

同意第2号は、氷川町農業委員会委員の任命について議会の同意を求めるものでございます。

以上、簡単に説明をいたしました。具体的な内容につきましては担当課長に説明をさせますので、よろしく御審議を頂き、円満なる御決定を頂きますようお願い申し上げます。行政報告施政方針、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（米村 洋議員） 町長の説明が終わりました。

ここで15分ぐらい休憩したいと思います。どうですか。

今、町長から行政報告と施政方針があったんですが、行政報告等は令和5年度3月までの行政の運営はこうしてきとるんですよという説明であります。施政方針とは令和6年4月以降から町の行政運営はこういうことをやっていくんですよということの説明ということで認識していただきたいと思います。本当に御苦労さまでございました。

15分休憩いたします。

-----○-----
午前10時55分
午前11時10分
-----○-----

○議長（米村 洋議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

同意第1号、氷川町教育長の任命について先議といたします。

本件につきましては、当事者であります。西村裕教育長が議場におられますので、本件の審議が終了するまで退席をお願いいたします。

〔西村裕教育長退場〕

○議長（米村 洋議員） それでは、提案理由の説明を求めます。藤本一臣、町

長。

○町長（藤本一臣） 同意第1号について御説明をいたします。

次の者を氷川町教育長に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。住所、熊本県八代郡氷川町野津830番地2、氏名、西村裕、生年月日、昭和37年5月10日生まれでございます。

同氏は昨年4月から現職にあり誠実にその職務を精励されております。前太田教育長の残任期間ということで、1年間の期間でございましたので、3月31日での任期が切れますので、今回提案するものでございます。温厚誠実で高潔な人柄、これまでの経験及び教育行政の識見と関心も高く、今後も教育行政の推進に期待ができますので、本町教育長に再任いたしたく、同意をお願いするものでございます。

○議長（米村 洋議員） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米村 洋議員） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米村 洋議員） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから同意第1号を採決します。本案は同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（米村 洋議員） 起立多数です。したがって、同意第1号は同意することに決定しました。西村裕教育長の入場を許します。

〔西村裕教育長入場〕

○議長（米村 洋議員） 西村教育長に申し上げます。ただいま議題となりました同意第1号は同意することになりました。

ここで、西村裕教育長に挨拶をお願いします。教育長の教育への情熱、哲学、児童生徒の減少対策などを盛り込んだ挨拶を演壇でお願いいたします。

○教育長（西村 裕教育長） このたび、本議会におきまして、議員の皆様にご教育長の任命について同意していただきましたことにより、心より深く感謝申し上げます。再度、教育長という大役を仰せつかり、その職責の重さをひしひしと感じているところでございます。

現在、氷川町内の小中学校におきましては、子どもたちは落ちついた学校生活を送っており、学業やスポーツの面においても輝かしい成果を上げております。

また、地域行事やその他いろいろな地域の催しに参加いたし、また、コミュニティ・スクールの取組を通して地域を愛する心が育ち、地域に貢献する子どもたちに成長していると確信しているところでございます。学校が地域の核となり、地域住民を巻き込んだの総がかりで子どもを育てるといった、氷川町ならではの教育がそ

の成果を後押ししていると感じる次第です。これもひとえに、各議員の皆様のご御理解と温かい御支援があつてのことだと心より感謝いたしております。

昨今、社会を取り巻く環境が急速に、そして大きく変化を見せている状況であります。子どもたちをはじめ一人一人の住民の皆様が、氷川町で教育を受けてよかった、氷川町に住んでよかったと実感できる教育環境の充実を目指したいと思っております。今はいろいろな教育課題があります。先ほど町長の御説明にもありましたが、少子化問題、部活動の地域移行、いじめ不登校、その他さまざまな課題が山積しているところです。その課題に正面から向き合い、そして、真摯に課題解決を図りたいと思っております。

将来を担う子どもたち一人ひとりが自分の夢と希望を描ける学校教育の実現を図るとともに、町民の皆様が、幸福感と充実感を得られますよう、生涯学習を促進するための取組に努めてまいります。

今回の任命に際し、その職責をしっかりと受け止め、子どもたちの明るい未来と町民の皆様のご幸せのために、学校教育及び社会教育の充実に微力ながら誠心誠意努めてまいります所存であります。

結びに、今後とも議員の皆様方には、氷川町の教育の充実発展のために、御支援と御協力を賜りますよう心からお願い申し上げ、私の挨拶とさせていただきます。

○議長（米村 洋議員） 教育長、今言った児童生徒の減少対策を盛り込んだことも挨拶してください。

○教育長（西村 裕教育長） 児童生徒の少子化、減少しております。氷川町の先生、校長先生方にもお願いしているところですが、選ばれる学校づくり、それを頭に置いてほしいと。今、子どもたちは、スポーツ面、学力面で一生懸命頑張っております。氷川町に來れば幸せな教育が受けられる。支援員の配置も他の市町村に負けないぐらい御配慮頂いているところです。

氷川町で教育を受けるそのことが、子どもたちの幸せ、そして未来へつながる、そういう教育を氷川町で実現し、たくさん氷川町に來てほしいと、そういうような気持ちになっていただければと。そのために、教育長として、事務局職員とともに一丸となって、さまざまな施策に誠心誠意努めてまいりたいと思っております。

いろいろな御示唆、御意見等、各議員の皆様にはですね、いろいろな機会に頂ければ、それをしっかりと受け止めて、充実した学校教育活動、そして、社会教育活動に邁進してまいります。よろしくお願ひいたします。

○議長（米村 洋議員） ただいま学校教育に対して、力強い決意を述べていただきました。子どもは町の宝であります。この1年間で得た経験を十分に生かしていただいて、教育行政に頑張りたいと思います。議会からもよろしくお願ひいたします。

同意第2号、氷川町農業委員会委員の任命について先議といたします。提案理由の説明を求めます。藤本一臣、町長。

○町長（藤本一臣町長） 同意第2号について御説明をいたします。次の者を氷川

町農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により議会の同意を求めるものでございます。氏名、生年月日、住所につきましては記載のとおりであります。

14名の候補者中11名は地区及び個人からの推薦、3名は応募による候補者であります。推薦応募を頂いた皆様について、副町長を委員長とする氷川町農業委員候補者評価委員会において適任という評価をされ報告を頂いたところであります。

14名の皆様それぞれに地域の農業事情に精通されており、農業委員会委員として適任と考えますので、同意を頂きますようよろしくお願いいたします。

○議長（米村 洋議員） 説明が終わりました。これから1人ずつ採決いたします。

1番目に井副陽子さん。これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米村 洋議員） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米村 洋議員） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから井副陽子さんを採決します。本案に同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（米村 洋議員） 起立多数です。したがって、井副陽子さんは同意することに決定しました。

2番目に、伊藤秀子さんについて、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米村 洋議員） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米村 洋議員） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから伊藤秀子さんを採決します。本案に同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（米村 洋議員） 起立多数です。伊藤秀子さんに対しては同意することに決定しました。

次に、小田敏勝さんについて質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米村 洋議員） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米村 洋議員） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから小田敏勝さんについて採決します。本案に同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（米村 洋議員） 起立多数です。したがって、小田敏勝さんに対して同意することに決定しました。

次に、木野武盛さんについて、質疑を行いたいと思います。何か質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米村 洋議員） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米村 洋議員） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから木野武盛さんに対して採決します。本案に同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（米村 洋議員） 起立多数です。したがって、木野武盛さんに同意することに決定しました。

次に、滝本博文さんについて質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米村 洋議員） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米村 洋議員） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから滝本博文さんに対して採決します。本案に同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（米村 洋議員） 起立多数です。滝本博文さんに対して同意することに決定いたしました。

次に、中田珠樹さんに対して質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米村 洋議員） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米村 洋議員） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから中田珠樹さんについて採決します。本案に同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（米村 洋議員） 起立多数です。したがって、中田珠樹さんに対して同意することに決定しました。

次に、永田裕二さんについて質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米村 洋議員） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米村 洋議員） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから永田裕二さんを採決します。本案に同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（米村 洋議員） 起立多数です。したがって、永田裕二さんに同意することに決定しました。

次に、橋本淳一さんについて質疑したいと思います。質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米村 洋議員） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米村 洋議員） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから橋本淳一さんを採決します。本案に同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（米村 洋議員） 起立多数です。したがって、橋本淳一さんに同意することに決定しました。

次に、橋本竜一さんについて、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米村 洋議員） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米村 洋議員） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから橋本竜一さんを採決します。本案に同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（米村 洋議員） 起立多数です。したがって、橋本竜一さんに同意することに決定しました。

次に、濱田正澄さんについて質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米村 洋議員） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米村 洋議員） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから濱田正澄さんを採用します。本案に同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（米村 洋議員） 起立多数です。したがって、濱田正澄さんに同意することに決定しました。

次に、前田英一さんについて質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米村 洋議員） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米村 洋議員） 討論なしと認めます。

これから前田英一さんに対して採用します。本案に同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（米村 洋議員） 起立多数です。したがって、前田英一さんに同意することに決定しました。

次に、松本荘一さんについて質疑したいと思います。質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米村 洋議員） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米村 洋議員） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから松本荘一さんを採用します。本案に対して同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（米村 洋議員） 起立多数です。したがって、松本荘一さんに同意することに決定しました。

次に、宮本和明さんに対して質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米村 洋議員） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米村 洋議員） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから宮本和明さんに対して採用いたします。本案に同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（米村 洋議員） 起立多数です。したがって、宮本和明さんに同意することに決定しました。

最後に、本山満さんに対して質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米村 洋議員） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米村 洋議員） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから本山満さんを採決します。本案に同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（米村 洋議員） 起立多数です。したがって、本山満さんに同意することに決定しました。

したがって、同意第2号は全員同意することに決定しました。

○議長（米村 洋議員） 長年にわたり地方自治の振興発展に顕著な功績があったと認められたお二人の議員に表彰状が届いておりますので、伝達を行いたいと思います。

全国町村議会議長会表彰に議員在職27年以上の表彰として吉川義雄議員です。

熊本県町村議会議長会表彰に議員在職23年以上の表彰として片山裕治議員です。

それでは、吉川議員から順次演壇の前にお進みください。

〔吉川義雄議員演壇前へ〕

○議長（米村 洋議員） 表彰状。熊本県氷川町、吉川義雄殿。

あなたは町村議会議員として、長年にわたり地域の振興発展及び住民の福祉の向上に尽くされた功績は誠に顕著である。よってここにこれを表します。令和6年2月8日、全国町村議会議長会会長、渡部孝樹。

〔片山裕治議員演壇前へ〕

○議長（米村 洋議員） 表彰状、八代郡氷川町議会議員、片山裕治殿。

あなたは23年以上の長きにわたり町村議会議員としての職責を遂行されたことによって地域の振興発展に寄与された功績は誠に顕著であります。よってここにこれを表彰します。令和6年2月26日、熊本町村議会議長会会長、上田 孝。

受章されたお2人におかれましては、誠にめでたうございます。今後ますますの御活躍を祈念いたします。

それでは、1時まで休憩いたします。

-----○-----

午前 11時35分

午後 1時00分

○議長（米村 洋議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これから議案第3号から順次、詳細説明を求めます。白丸浩二、建設下水道課長。

○建設下水道課長（白丸浩二課長） 議案第3号、氷川町空家等の適切な管理に関する条例の制定について御説明いたします。議案第3号、氷川町空家等の適切な管理に関する条例を別紙のとおり制定するため、地方自治法第96条第1項の規定により、議会の議決を求めるも求めるものでございます。

提案理由といたしまして、空家等の適切な管理に関し、必要な事項を定める必要があるためでございます。

2ページを御覧ください。第1条には、空家等対策の推進に関する特別措置法によって定められたもののほか、本町が空家等に関する施策の推進に関し、必要な事項を定めることにより、町民等の生命、身体及び財産を保護し、良好な生活環境の保全を図り、空家等の活用を促進し、地域の振興に寄与することを目的としております。第2条では条例で使用する用語の定義を規定しております。第3条では空家等に係る紛争が生じた場合、当事者間で解決することと規定しております。第4条から第7条には、所有者などの責務、町の責務、町民等の役割、事業者の役割を規定しております。

3ページを御覧ください。第8条では、法に基づく協議会として、本町が空家等対策検討委員会を置くことを規定し、委員会が行うことを併せて規定しております。第9条では関係機関との連携として、空家等の所有者などに関する情報の提供、措置の実施などの協力を求めることができることを規定しております。

この条例は令和6年4月1日からの施行といたします。

これで、議案第3号、氷川町空家等の適切な管理に関する条例の制定について説明を終わります。

○議長（米村 洋議員） 増永光幸、総務課長。

○総務課長（増永光幸課長） 議案第4号から議案第8号まで、続けて説明いたします。

議案第4号、氷川町フルタイム会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するため、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求めるものです。

提案理由は、地方自治法の一部を改正する法律の施行により、会計年度任用職員に対する勤勉手当の支給が可能となることに伴い、国の非常勤職員との均衡及び適正な処遇の確保の観点から、関係規定を整備する必要があるためです。

2ページの新旧対照表、右側の改正後案を御覧ください。第2条及び第11条の2において、フルタイム会計年度任用職員における勤勉手当に関する文言条文を追加し、常勤職員と同様の年間2.05月分を支給し、令和6年4月1日から施行するものです。これで、議案第4号の説明を終わります。続きまして、

議案第5号、氷川町パートタイム会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について説明します。氷川町パートタイム会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するため、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求めるものです。

提案理由は、フルタイム会計年度任用職員の条例の改正と同様の理由になり、国の非常勤職員との均衡及び適正な処遇の確保の観点から、関係規定を整備する必要があるためです。

2ページの新旧対照表、右側の改正後案を御覧ください。表題をまず改め、第1条及び第7条の2においてパートタイム会計年度任用職員における、勤勉手当に関する文言、条文を追加し、常勤職員と同様の年間2.05月分を支給し、令和6年4月1日から施行するものです。これで、議案第5号の説明を終わります。

次に、議案第6号、氷川町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について説明します。氷川町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するため、地方自治法第96条第1項の規定により、議会の議決を求めるものです。所要の改正を行う必要があるためです。

2ページの新旧対照表右側の改正後案を御覧ください。勤勉手当の支給は可能となることに伴い、第7条第2項及び第8条において引用条文を改正するもので、令和6年4月1日から施行します。これで、議案第6号の説明を終わります。次に、議案第7号、氷川町報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について説明します。氷川町報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するため、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求めるものです。

提案理由は、八代市と広域で編成している地域自立支援協議会の委員の費用弁償について、また、氷川町空家等対策検討委員会の新規設置に伴い、報酬及び費用弁償を定める必要があるため、条例の関係規定を整備するものです。

1ページを御覧ください。第1条において、次の2ページの第2条において、新規に設置された氷川町空家等対策検討委員会の委員に、報酬及び費用弁償を支給するものです。第1条については、令和5年7月1日から適用するものとし、第2条については、令和6年4月1日から施行するものです。これで、議案第7号の説明をお終わります。

次に、議案第8号、氷川町手数料条例の一部を改正する条例について説明します。氷川町手数料条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するため、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求めるものです。

提案理由は、氷川町行政不服審査会条例の規定による写し、いわゆるコピー等に係る手数料について、町のほかの制度との均衡を図るため、見直すものです。

改正後案を御覧ください。A3サイズを下回るサイズのカラーコピーの手数料について、現行1枚130円を、1枚50円に、A3サイズについては1枚80円と

改めるもので、3ページの対照表では、電子データの紙出力に係る手数料について、コピー手数料と同様に改め、令和6年4月1日から施行するものです。これで、議案第8号の説明を終わります。

○議長（米村 洋議員） 坂本哲也、町民課長。

○町民課長（坂本哲也課長） 議案第9号並びに議案第10号につきまして、続けて御説明させていただきます。

議案第9号、氷川町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について御説明いたします。氷川町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するため、地方自治法第96条第1項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

提案理由としまして、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正に伴い、関係規定を整備するものでございます。

この改正は、国が今後の個人番号の利用拡充において迅速かつ柔軟に対応できるようにすることを目的に、法律に規定されておりました個人番号を利用できる事務等の規定を削除し、各省令に委任する改正が行われたため、町の条例においても関係する規定を改正しております。

現行の第4条に規定されております法別表第2が今回の法改正により削除されることに伴い、改正後の第2条第5号に個人番号を利用することができる事務を特定個人番号利用事務、また、同条第6号に個人番号を利用し、事務を処理するために必要な特定個人情報を、利用特定個人情報と定義しまして、第4条の法別表第2に関連する規定の改正を行っております。

この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日から施行いたします。

これで議案第9号、氷川町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例についての説明を終わります。続きまして、

議案第10号、氷川町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

提案理由としまして、現行の印鑑登録証に加え、利用者証明用電子証明書が設定されたマイナンバーカードを印鑑登録証として活用できるようにするため、関係規定を整備するものでございます。

2ページの新旧対照表を御覧ください。改正案の第7条の2において、マイナンバーカードを印鑑登録証として利用できることを規定し、同条第2項では、利用できるマイナンバーカードが電子証明書を記録されているものであることを規定しております。第10条第4項では、印鑑登録証明書の交付申請に際し、マイナンバーカードの電子証明書が効力を失っていないことの確認など、必要な事項を規定しております。この条例は令和6年4月1日から施行いたします。これで、議案第10号、氷川町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例について説明を終わります。

○議長（米村 洋議員） 岩本博美、福祉課長。

○福祉課長（岩本博美課長） 議案第11号から議案第16号まで、続けて御説明させていただきます。初めに、議案第11号、氷川町ひとり親家庭等医療費助成に関する条例の一部を改正する条例について御説明します。本条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するため、地方自治法第96条第1項の規定により、議会の議決を求めるものです。

提案理由としまして、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の改正に伴い、関係規定を整備する必要があるためです。

改正内容を新旧対照表で御説明いたします。2ページを御覧ください。第2条第1項第5号中、第10条第1項を引用している箇所に、または、第10条の2を加えるもので、令和6年4月1日から施行するものです。

これで、議案第11号の説明を終わります。次に、議案第12号、氷川町介護保険条例の一部を改正する条例について御説明いたします。本条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するため、地方自治法第96条第1項の規定により、議会の議決を求めるものです。

提案理由としまして、介護保険法施行令等の一部を改正する政令において、介護保険施行令等の規定の見直しが行われたためです。

主な改正の内容としましては、令和6年度から令和8年度までの保険料率の見直しを行うもので、介護保険制度の持続可能性を確保する観点から、今後の介護給付費の増加を見据えまして、1号被保険者間での所得再分配機能を標準の9段階から標準13段階へ見直しをすることによりまして、低所得者の保険料上昇の抑制を図るものです。氷川町の保険料の基準額の変更はございません。

なお、この条例は令和6年4月1日から施行するものです。これで議案第12号の説明を終わります。

続きまして、議案第13号、氷川町指定地域密着型サービスの事業の人員、施設及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について御説明いたします。本条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するため、地方自治法第96条第1項の規定により、議会の議決を求めるものです。

提案理由としまして、国が定める指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準の改正に伴い、関係規定を整備する必要があるためです。

主な改正の内容としましては、身体的拘束等の規定の追加、介護療養型医療施設の廃止による条文削除、協力医療機関等の規定の追加等で、令和6年4月1日から施行するものです。これで、議案第13号の説明を終わります。

続きまして、議案第14号、氷川町指定密着型介護サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について御説明いたします。本条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するため、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求めるものです。

提案理由としまして、国が定める指定地域密着型介護予防サービス事業の人員、設備及び運営並びに地域指定密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の改正に伴いまして、関係規定を整備する必要があるためです。

主な改正の内容としましては、身体的拘束等の規定の追加、協力医療機関等の規定の追加等で、令和6年4月1日から施行するものです。

これで議案第14号の説明を終わります。続きまして、議案第15号、氷川町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について御説明いたします。本条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するため、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求めるものです。

提案理由としまして、国が定める指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の改正に伴い、関係規定を整備する必要があるためです。

主な改正の内容としましては、介護支援専門員の配置、管理者の条件等の追加、身体的拘束等の規定の追加等で、令和6年4月1日から施行するものです。

これで、議案第15号の説明を終わります。続きまして、議案第16号、氷川町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例について御説明いたします。本条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するため、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求めるものです。

提案理由としまして、国が定める指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準の改正に伴い、関係規定を整備する必要があるためです。

主な改正の内容としましては、従業者の員数の規定指定居宅介護支援の具体的取組方針として、身体的拘束等の規定の追加等で、令和6年4月1日から施行するものです。これで、議案第16号の説明を終わります。

○議長（米村 洋議員）西村憲志、企画財政課長。

○企画財政課長（西村憲志課長） 議案第17号、18号につきまして、続けて説明いたします。まず、議案第17号、氷川町竜北西部学童保育所整備基金条例を廃止する条例の制定について説明いたします。氷川町竜北西部学童保育所整備基金条例を廃止する条例を別紙のとおり制定するため、地方自治法第96条第1項の規定により、議会の議決を求めるものです。

提案理由といたしまして、竜北西部学童保育所整備事業の完了に伴い、本基金条例を廃止するものです。

この条例は公布の日から施行いたします。

これで、議案第17号の説明を終わります。続きまして、議案第18号、令和5年度氷川町一般会計補正予算（第10号）について説明いたします。令和5年度氷川町一般会計補正予算（第10号）を別紙のとおり定めるため、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求めるものです。

1 ページを御覧ください。第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ3億2,450万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ90億4,391万8,000円とするものです。補正の概要といたしましては、歳入歳出ともに、実績、今後の見込みなどによる減額が主なものです。

6 ページを御覧ください。第2表、繰越明許費です。10款、総務費で5事業、15款、民生費で3事業、20款、衛生費で3事業、35款、土木費で3事業の計14事業において、年度内完了が見込めないことから、繰越ものでございます。

7 ページを御覧ください。第3表地方債補正です。総務債、衛生債、農林水産業債、土木債、教育債の限度額をそれぞれ変更するものです。

次に、歳出の主なものについて説明いたします。32ページを御覧ください。10款、総務費、5項、総務管理費、5目、一般管理費、18節、負担金補助及び交付金の1番下の地方バス対策補助金につきましては、負担金額確定により54万7,000円を増額するものです。

35ページを御覧ください。15目、企画費、12節、委託料は、ふるさと納税の歳入総額を9億円から8億2,000万円と見込み8,000万円減額したことにより、ふるさと納税事業支援事業支援業務委託料4,000万円を減額するものです。

38ページを御覧ください。85目、ふるさと氷川応援基金費、24節、積立金は、ふるさと納税の歳入見込みの減に伴うものと、基金利息分を合わせて8,025万円を減額するものです。

39ページを御覧ください。93目、平成28年熊本地震復興基金費、24節、積立金2,694万7,000円は、県からの追加配分があったため増額し、積み立てるものです。

40ページを御覧ください。10項、徴税費、10目、賦課徴収費、12節、委託料のうち、個人住民税システム改修業務委託料184万8,000円は、国が実施する所得税住民税の定額減税調整給付に伴うシステム改修費です。

41ページを御覧ください。15項、5目、戸籍住民基本台帳費、12節、委託料のうち、上から3番目の戸籍附票システム改修委託料248万6,000円は、マイナンバーカードへの氏名のふりがなやローマ字表記などの機能整備に伴うシステム改修費を追加計上するものです。

45ページを御覧ください。15款、民生費、5項、社会福祉費、5目、社会福祉総務費、19節、扶助費350万円は、低所得者世帯支援に伴う物価高騰対応重点支援給付金で、1,300世帯分を12月補正で計上しましたが、対象世帯が増加する見込みであるため追加計上するものです。

50ページを御覧ください。10項、児童福祉費、15目、保育所費、18節、負担金補助及び交付金の保育施設給付費補助金857万7,000円は、物価高騰などによる公定価格の改定により増額するものです。

51ページを御覧ください。20款、衛生費、15項、保健衛生費、5目、保健

衛生総務費、18節、負担金補助及び交付金の災害時拠点強靱化促進事業負担金17万7,000円は、災害時における患者受入れスペースを整備するための熊本労災病院病棟増築工事に伴う負担金です。

61ページを御覧ください。25款、農林水産業費、5項、農業費、25目、農地費、18節、負担金補助及び交付金のうち、上から2番目の県営事業負担金5,021万9,000円は、砂川地区湛水防除事業負担金の負担金を事業実績により3,356万8,000円減額し、竜北地区湛水防除事業負担金については、国の補正予算成立に伴い、令和6年度事業分を前倒しして8,840万円を増額するものです。

66ページを御覧ください。35款、土木費、10項、道路橋梁費、15目、道路新設改良費、12節、委託料のうち、町道新田野津橋線道路改良測量設計業務委託料1,600万円の減と、工事請負費のうち、町道北川反甫北鹿野線道路改良工事1,904万5,000円の減は、令和5年度の社会資本整備総合交付金の交付決定額が少なかったため、それぞれ減額し、令和5年度は交付額に合わせた事業内容として実施するものです。

次に、歳入の主なものを説明いたします。10ページを御覧ください。5款、町税、5項、町民税が2,247万円、10項、固定資産税が702万円それぞれ増額見込みです。

13ページを御覧ください。28款、5項、5目、法人事業税交付金は900万円の増額見込みです。

14ページを御覧ください。45款、5項、5目、地方交付税、5節、普通交付税は交付額確定に伴い9,162万1,000円の増額です。

18ページを御覧ください。65款、国庫支出金につきましては、負担金、補助金の交付対象の歳出科目の実績見込みに基づき、主に減額計上となっておりますが、10項、国庫補助金、5目、総務費国庫補助金、5節、総務費補助金の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金1,188万2,000円、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金2,359万6,000円の増額につきましては、それぞれ住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金などの財源として計上するものです。

21ページを御覧ください。70款、県支出金につきましては、こちらも主に減額計上となっておりますが、10項、総務費補助金、5目、総務費県補助金、5節、総務費補助金、平成28年熊本地震復興基金交付金2,610万2,000円は、県からの追加配分があったため増額しております。

25ページを御覧ください。80款、5項、寄附金、5目、5節、一般寄附金は、実績と見込みにより、ふるさと氷川応援寄附金を8,000万円減額し、企業版ふるさと氷川応援寄附金を510万円増額するものです。

85款、繰入金、10項、基金繰入金、5目、5節、財政調整基金繰入金につきましては、交付税や町税の増額が見込まれるため、8,741万7,000円を減額し、ふるさと氷川応援基金繰入金につきましては、ふるさと納税の歳入減などに伴

い8,220万円を減額するものです。

27ページ、28ページを御覧ください。99款、町債につきましては、説明欄記載のそれぞれの対象事業の財源とするものです。

これで、議案第18号の説明を終わります。

○議長（米村 洋議員） 坂本哲也、町民課長。

○町民課長（坂本哲也課長） 議案第19号、令和5年度氷川町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について御説明いたします。

令和5年度氷川町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を別紙のとおり定めるため、地方自治法第96条第1項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

1ページをお願いいたします。第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ465万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ19億849万6,000円とするものです。

歳出の主なものを御説明いたします。11ページをお願いいたします。10款、保険給付費、5項、療養諸費、15目、一般被保険者療養費の18節、負担金補助金補助及び交付金192万5,000円の減額は、療養費の見込みによる減額でございます。10項、高額療養費、5目、一般被保険者高額療養費、18節、負担金補助及び交付金200万円の増額は、高額療養費の見込みによるものでございます。

14ページをお願いいたします。30款、保健事業費、5項、5目、特定健康診査等事業費、12節、委託料363万8,000円の減額は、実績見込みによる減額でございます。

次に、歳入の主なものを御説明いたします。7ページをお願いいたします。25款、県支出金、10項、県補助金、15目、保険給付費等交付金、5節、普通交付金の5,862万3,000円の減額は、保険給付費の減額によるものでございます。

9ページをお願いいたします。45款、5項、10目、繰越金、5節、その他繰越金6,277万8,000円は、保険給付費の歳入不足によるものです。

16ページからの給与費明細書以降につきましては説明を省略させていただきます。

これで、議案第19号、令和5年度氷川町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について御説明を終わります。

○議長（米村 洋議員） 岩本博美、福祉課長。

○福祉課長（岩本博美課長） 議案第20号、令和5年度氷川町介護保険特別会計補正予算（第3号）について御説明いたします。

令和5年度氷川町介護保険特別会計補正予算（第3号）を別紙のとおり定めるため、地方自治法第96条第1項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ5,152万7,000円を減

額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ16億9,798万2,000円とするものです。

歳出の主なものから御説明いたします。13ページをお願いいたします。10款、保険給付費、5項、5目介護サービス費諸費、18節、負担金補助及び交付金につきまして、介護サービスの給付に関するもので、説明欄の2行目、施設介護サービス給付費に不足が生じたので3,226万4,000円増額いたしますが、介護サービス等給付費の合計は3,756万8,000円の減額となります。

次に、歳入の主なものを説明いたします。6ページをお願いいたします。5款、保険料、5項、介護保険料、5目、第1号被保険者保険料、5節、現年度分普通徴収保険料269万円の増額は、介護保険料現年度分の徴収実績です。

7ページをお願いいたします。15款、国庫支出金、10項、国庫補助金、20目、保険者機能強化推進交付金、5節、現年度分104万6,000円の増額は、交付申請に伴う増額となります。

10ページをお願いいたします。40款、繰入金、5項、一般会計繰入金、25目、低所得者保険料軽減繰入金、10節、過年度分55万4,000円の増額は、令和4年度の非課税世帯の方、1段階から3段階の方になります。保険料の軽減に関する実績による追加分となります。

これで、議案第20号についての御説明を終わります。

○議長（米村 洋議員） 坂本哲也、町民課長。

○町民課長（坂本哲也課長） 議案第21号、令和5年度氷川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について御説明いたします。

令和5年度氷川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を別紙のとおり定めるため、地方自治法第96条第1項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

1ページをお願いいたします。第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ26万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億1,402万2,000円とするものです。10款、5項、5目、後期高齢者医療広域連合納付金、18節、負担金補助及び交付金の112万6,000円の増額は、負担金確定によるものでございます。

続きまして、歳入を御説明いたします。6ページをお願いいたします。5款、5項、後期高齢者医療保険料、5目、特別徴収保険料1,144万5,000円の減額及び10目、普通徴収保険料1,428万1,000円の増額は、見込みによるものでございます。

7ページをお願いいたします。20款、繰入金、5項、一般会計繰入金、5目、5節、事務費繰入金10万6,000円の減額及び10目、5節、保険基盤安定繰入金182万円の減額は、事業費及び負担金決定によるものです。

これで議案第21号、令和5年度氷川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について説明を終わります。

○議長（米村 洋議員） 白丸浩二、建設下水道課長。

○建設下水道課長（白丸浩二課長） 議案第22号、令和5年度氷川町下水道事業会計補正予算（第3号）について御説明いたします。

令和5年度氷川町下水道事業会計補正予算（第3号）を別紙のとおり定めるため、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求めるものです。

1ページを御覧ください。第2条の収益的収入及び支出の補正につきましては、収入を2,000円減額し、支出に227万2,000円を追加し、収入6億3,385万4,000円、支出5億7,753万5,000円とするものです。

2ページを御覧ください。第3条の資本的収入及び支出の補正では、収入を910万円、支出を774万7,000円に減額し、収入7,869万7,000円、支出2億8,982万3,000円とするものです。なお、第4条、第5条については、後ほど御確認をお願いいたします。

次に、収益的支出の主なものについて御説明いたします。5ページを御覧ください。1款、公共下水道事業用、1項、営業用、1目、管渠費に930万円を追加しています。主な理由といたしましては、ストックマネジメント計画に伴う計画委託料において追加業務を行う必要があるため増額するものです。また、2目、処理場費において550万円、4目、総係費で152万8,000円を減額しています。

次に、収益的収入について説明いたします。4ページを御覧ください。1款、公共下水道事業収益、2項、営業外収益、4目、消費税及び地方消費税還付金を実績により2,000円減額しています。

次に、資本的支出について、説明いたします。6ページの下段を御覧ください。1款、資本的支出、1項、建設改良費、1目、施設整備費において224万3,000円を減額し、また、2項、流域下水道建設負担金、1目、流域下水道建設負担金で550万4,000円を減額しています。いずれも不用額によるものです。

次に、資本的収入について説明いたします。1款、資本的収入、1項、企業債、1目、建設改良債において910万円を減額しています。これは起債の借入れ予定額の減によるものです。

これで議案第22号、令和5年度氷川町下水道事業会計補正予算（第3号）について説明を終わります。

○議長（米村 洋議員） 説明の途中ですが、ここで1時55分まで休憩します。

○

午前1時44分

午後1時55分

○

○議長（米村 洋議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。西村憲志、企画財政課長。

○企画財政課長（西村憲志課長） 議案第23号、令和6年度氷川町一般会計予算について説明いたします。

令和6年度氷川町一般会計予算を別紙のとおり定めるため、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求めるものです。

1ページを御覧ください。第1条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ78億9,653万5,000円とするものです。

7ページを御覧ください。第2表、債務負担行為です。PRパンフ・動画作成業務委託のほか、4件の計上です。

8ページを御覧ください。第3表地方債です。総務債ほか5目の借入れ限度額等の計上です。

次に、歳入を説明いたします。9ページの事項別明細書、1、総括歳入を御覧ください。歳入合計は78億9,653万5,000円で、1.6パーセントの増です。主なものといたしましては、5款、町税10億1,222万6,000円、前年度比654万円の減額です。45款、地方交付税28億8,000万円、前年度比3,000万円の増額です。65款、国庫支出金6億9,569万8,000円、前年度比2,721万8,000円の減額です。70款、県支出金5億9,338万4,000円、前年度比860万6,000円の増額です。80款、寄附金5億100万1,000円、前年度同額計上です。85款、繰入金11億4,786万4,000円、前年度比2億6,651万3,000円の増額です。99款、町債5億4,450万円、前年度比1億6,130万円の減額です。

続きまして、歳入歳出の主なものを説明いたします。39ページを御覧ください。5款、5項、5目、議会費です。目総額6,561万4,000円の計上で、前年度比148万2,000円の増額です。1節、報酬の上げや、3節、職員手当等で人事院勧告による期末手当の支給率の変更に伴う増が主な理由です。

40ページを御覧ください。10款、総務費、5項、総務管理費です。5目、一般管理費で、前年度比1億5,390万4,000円の増額です。主な理由といたしましては、41ページ、2節、給料の特別職給料の上げや一般職給料、3節、職員手当等で、人事院勧告による期末勤勉手当の支給率の変更に伴い、2,063万7,000円の増、退職手当組合負担金が定年延長に伴う制度改正により、令和6年度が多く支払う年度であるため6,307万9,000円の増、会計年度任用職員の期末手当の支給率引上げと、令和6年度から勤勉手当を支給することで3,486万円の増となっているためです。

46ページを御覧ください。17節、備品購入費、公用車530万円は、現在使用している町長車が5人乗りのセダンタイプの車両ですが、多人数での移動ができるよう、ミニバンタイプの車両を購入するものです。

53ページを御覧ください。15目、企画費、12節、委託料、上から3番目のふるさと納税事業支援業務委託料2億5,000万円は、今年度の目標寄附額5億円と見込み、これに対する返礼品代金等を含む、ふるさと納税に係る委託料です。

同じく、委託料の下から3番目の課題解決重点プロジェクト推進支援業務委託料374万円は、町が抱えるさまざまな課題について、職員がプロジェクトチームを

組んで検討し、本業務の受託者がアドバイザーとして助言などを行い、その解決策を見いだしていくものです。1番下の町PRパンフ動画作成業務委託料770万円は、令和7年10月に合併20周年を迎えることに合わせて、2か年計画でPRパンフレット、PR動画などの制作を委託するものです。

55ページを御覧ください。18節、負担金補助及び交付金の地域活性化起業人企業人材派遣制度負担金560万円は、3大都市圏に所在する民間企業等の社員を受入れ、そのノウハウや知見などを生かしながら、地域独自の魅力や価値の向上につながる業務に従事してもらい、先ほどの課題解決の業務委託とあわせて実施するものです。

57ページを御覧ください。30目、情報推進費、12節、委託料、公共施設通信環境整備業務委託料775万3,000円は、福祉センターや氷川町公民館にWi-Fi環境を整備し、ペーパーレスを推進するとともに、避難所としての機能強化を図るものです。

58ページを御覧ください。17節、備品購入費1,109万9,000円は、研修用のノートパソコン13台、窓口用基幹系業務用のノートパソコン2台、ペーパーレス会議システム利用のため職員に貸与するタブレット端末40台などを購入するものです。

61ページを御覧ください。85目、ふるさと氷川応援基金費、24節、積立金5億2,005億2万7,000円は、令和6年度の寄附受入れ額を5億円と見込み、基金利息とあわせて、基金に積み立てるものです。

67ページを御覧ください。15項、5目、住民基本台帳費、13節、使用料及び賃借料では、昨年12月から開始しました住民票等のコンビニ交付に係る各種利用料として323万4,000円を計上しております。

70ページを御覧ください。25項、統計調査費、10目、基幹統計調査費280万281万8,000円は、令和6年度に実施される農林業センサスなどの関連予算として、調査員報酬等を計上しております。

85ページを御覧ください。15款、民生費、10項、児童福祉費、18目、子ども家庭センター費1074万1,000円は、令和6年4月、開所予定の子ども家庭センターの運営に係る経費を計上しております。

90ページを御覧ください。20款、衛生費、5項、保健衛生費、5目、保健衛生総務費、18節、負担金補助及び交付金の下から2番目、災害時拠点強靱化促進事業負担金371万円は、5年度の補正でも計上しておりましたが、災害時における患者受入れスペースを整備するための熊本労災病院病棟増築工事に伴う負担金で、令和7年度まで負担が続きます。

98ページを御覧ください。10項、清掃費、5目、塵芥処理費、12節、委託料、収集運搬及び町が運営するストックヤードの運営委託料7,419万7,000円は、各地区から出されるごみの収集運搬費と、4月から町が運営するストックヤードの経費を計上するものです。

99ページを御覧ください。18節、負担金補助及び交付金、一般廃棄物の焼却処理に関する事務委託負担金1億3,842万1,000円は、令和6年度から可燃物の焼却処理を八代市に委託するため、八代市への負担金として計上するものです。

100ページを御覧ください。25款、農林水産業費、5項、農業費、10目、農業委員会費、17節、備品購入費390万円は、耕作放棄地などの解消対策として、伐採した伐木等を処理するための粉砕機を購入し、貸し出すものです。

102ページを御覧ください。10目、農業振興費、18節、負担金補助及び交付金の上から4番目の施設園芸燃油価格から豊表経糸価格までの合計3,078万1,000円は、物価高騰に伴う生産者への補助金で、103ページの上から4番目、農業収入安定化事業費補助金4,017万5,000円は、事業費の事業者の負担を軽減するため、農作物損害保険の保険料の2分の1を補助するものです。

105ページを御覧ください。25目、農地費、12節、委託料、1番上の800万円は、道路拡幅事業に伴う農道馬原1号線道路改良測量設計業務となります。

106ページを御覧ください。14節、工事請負費、団体営農業農村整備事業2,400万円は、島地地区排水路改修工事となります。18節、負担金補助及び交付金、上から2番目の県営事業負担金1億3,540万2,000円は、竜北地区湛水防除事業負担金5,850万円ほか4事業に係る負担金です。

111ページを御覧ください。30款、5項、商工費、10目、商工業振興費、18節、負担金補助及び交付金、商工会補助金1,370万円は、商工会への運営費補助金のほか、プレミアム付き商品券販売事業のプレミアム率を20パーセントに引上げ、3,000冊を販売予定で、補助額を140万円増額し、町内事業所でのさらなる消費喚起による地場産業の活性化を図るものです。

115ページを御覧ください。25目、立神峡公園費、10節、需用費の修繕料1,047万8,000円は、立神峡にございます3か所のトイレを洋式化するなど、改修をするものです。

118ページを御覧ください。35款、土木費、10項、道路橋梁費、10目、道路維持修繕費、10節、需用費の町道修繕料は、過去分も含めた地区要望に対応するため2,000万円を計上し、14節、工事請負費に、町道吉本本山線道路舗装補修工事ほか6件、6,361万円を計上しております。

120ページを御覧ください。15目、道路新設改良費、14節、工事請負費に町道東網道1号線道路改良工事ほか6件、1億7,580万円を計上しております。

126ページを御覧ください。40款、5項、消防費、10目、非常備消防費には、令和6年度が操法大会の開催年であるため、18節、負担金補助及び交付金の県操法大会出場分団助成金50万円のほか、関連予算を計上しております。

128ページを御覧ください。25目、災害対策費には、引き続き能登半島地震に伴う人的支援のための旅費252万6,000円などを計上しております。

12節、委託料には、役場西側に建設予定の防災備蓄倉庫整備工事実施設計委託

料205万8,000円を計上しております。

132ページを御覧ください。45款、教育費、5項、教育総務費、10目、事務局費、12節、委託料の1番下の教材作成委託料300万円は、平岡カルロス千代照氏の活躍と地域貢献活動を紹介する書籍を作成し、小中学校の授業などの副教材とするものです。

135ページを御覧ください。10項、小学校費、5目、学校管理費、12節、委託料、下から4番目には、解体予定である宮原小学校給食室のアスベスト調査業務委託料205万7,000円を計上しています。

144ページを御覧ください。20項、社会教育費、5目、社会教育総務費、12節、委託料、管理委託料819万円は、令和6年度から氷川町公民館、宮原体育館に指定管理者制度を導入し、施設を運営するものです。

154ページを御覧ください。25項、保健体育費、15目、学校給食施設費、14節、工事請負費4,229万7,000円は、学校給食共同調理場改修工事の第2期分と下水道の布設替工事を実施するものです。

155ページを御覧ください。18節、負担金補助及び交付金の学校給食費補助金1,178万1,000円は、物価高騰対応分と、調理場改修工事で給食が提供できない期間に支給する弁当代分を補填するものです。55款、5項、公債費、5目、元金、22節、償還金利子及び割引料に、町債元金8億9,697万6,000円を計上しております。前年度より2,880万7,000円減額となっておりますが、これは竜北中体育館耐震工事などの返済が終了したことによるものです。

157ページの給与費明細書以降につきましては、説明を省略させていただきます。

これで、議案第23号の説明を終わります。

○議長（米村 洋議員） 坂本哲也、町民課長。

○町民課長（坂本哲也課長） 議案第24号、令和6年度氷川町国民健康保険特別会計予算について御説明いたします。

令和6年度氷川町国民健康保険特別会計予算特別会計予算を別紙のとおり定めるため、地方自治法第96条第1項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

1ページ目をお願いいたします。第1条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ20億5,292万5,000円とするものです。

4ページをお願いいたします。第2表債務負担行為にて、特定健診人間ドック分業務委託に関して、令和7年度までの限度額216万円を計上しております。また、特定健診集団健診分に関して、令和9年度までの3,812万8,000円を計上しております。

次に、歳出の主なものを御説明いたします。13ページをお願いいたします。5款、総務費、5項、総務管理費、5目、一般管理費、12節、委託料、国民健康保険システム改修委託料223万8,000円は、マイナンバーカードと国民健康保険

証の一体化に向けたシステム改修を行うものです。

15ページをお願いいたします。10款、保険給付費、5項、療養諸費、5目、一般被保険者療養給付費、18節、負担金補助及び交付金12億8,200万円は、昨年より1億1,300万円多く見込んだ診療報酬分を計上しております。10項、高額療養費、5目、一般被保険者高額療養費、18節、負担金補助及び交付金、2億1,100万円は、昨年より4,200万円多く見込んだ高額療養費を計上しております。

17ページから18ページ、23款、国民健康保険事業費納付金の18節、負担金補助及び交付金はそれぞれ県試算による納付金額を計上いたしております。

20ページをお願いいたします。30款、保健事業費、5項、5目、特定健康診査等事業費、12節、委託料、特定健診受診率向上対策事業委託料371万5,000円は、個人の受診データをAIにより分析し、その人に合った内容で未受診者への受診勧奨などを行う業務委託で、令和5年度でも取組み、受診率向上につながったため継続して取り組むものでございます。

続きまして、歳入の主なものを御説明いたします。7ページをお願いいたします。5款、5項、国民健康保険税、5目、一般被保険者国民健康保険税、本年度予算額3億7,042万円は、昨年11月の徴収状況により計上しております。

9ページをお願いいたします。25款、県支出金、10項、県補助金、15目、保険給付費等交付金、本年度予算額15億4,718万7,000円は、療養給付費の見込額となります。

23ページ、給与費明細書以降につきましては説明を省略させていただきます。

これで議案第24号、令和6年度氷川町国民健康保険特別会計予算の説明を終わります。

○議長（米村 洋議員） 岩本博美、福祉課長。

○福祉課長（岩本博美課長） 議案第25号、令和6年度氷川町介護保険特別会計予算について説明いたします。

令和6年度氷川町介護保険特別会計予算を別紙のとおり定めるため、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

1ページをお願いいたします。第1条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ16億1,044万3,000円とするものです。歳入歳出予算、歳入歳出当初予算事項別明細書において御説明させていただきます。

4ページを御覧ください。歳入の主なものとしまして、5款、保険料3億1,365万3,000円、前年比777万8,000円の減額です。

15款、国庫支出金4億1,266万4,000円、前年比920万2,000円の減額です。20款、支払い基金交付金4億1,734万9,000円、前年比1,018万3,000円の減額です。25款、県支出金2億2,140万3,000円、前年比411万3,000円の減額です。40款、繰入金2億4,507万円、前年比192万1,000円の減額です。歳入の減額は、歳出の項目から負担割合により算出

するため、減額となっております。

次に、歳出を御説明いたします。5ページを御覧ください。歳出の主なものとしましては、5款、総務費2,408万2,000円、前年比186万6,000円の増額です。増額の理由は、介護訪問調査員の1名追加及び会計年度職員勤勉手当の追加によるものが主な理由となります。10款、保険給付費、15億332万3,000円、前年比3,719万円の減額です。保険給付費につきましては、過去3年間の平均値を参考に、本年度の給付実績を考慮し計上し、減額としております。17款地域支援事業費8,162万5,000円、前年比147万2,000円の増額です。地域支援事業費につきましては、地域包括支援センター事業運営委託料で、新規職員の採用による委託料の増額が主な理由となります。

歳入歳出の合計額16億1,044万3,000円は、前年度16億4,439万4,000円に対し、3,395万1,000円の減額となっております。

25ページ、給与費明細以降につきましては、説明を省略させていただきます。

これで議案第25号、令和6年度氷川町介護保険特別会計予算についての説明を終わります。

○議長（米村 洋議員） 坂本哲也、町民課長。

○町民課長（坂本哲也課長） 議案第26号、令和6年度氷川町後期高齢者医療特別会計予算について御説明いたします。

令和6年度氷川町後期高齢者医療特別会計予算を別紙のとおり定めるため、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

1ページをお願いいたします。第1条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ2億4,826万4,000円とするものです。

4ページをお願いいたします。第2表、債務負担行為におきまして、後期高齢者健診、人間ドック分業務委託に関しましては、令和7年度までの限度額21万円を計上しております。また、後期高齢者健診業務委託に関しましては、令和9年度までの1,394万4,000円を計上しております。

次に、歳入歳出当初予算事項別明細書から歳入を御説明いたします。5ページの1、総括歳入をお願いいたします。歳入合計は、本年度予算額の1番下の行で2億4,826万4,000円、前年比3,432万6,000円の増となります。主なものとしましては、5款、後期高齢者医療保険料1億6,580万6,000円、前年比2,579万7,000円の増で、後期高齢者医療広域連合の算定による増額となります。20款、繰入金7,711万3,000円、前年比942万9,000円の増は、保険基盤安定繰入金で後期高齢者医療広域連合の算定によるものです。

次に、歳出を説明いたします。6ページの歳出をお願いいたします。歳出合計は、本年度予算額の1番下の行で2億4,826万4,000円、前年比3,432万6,000円の増となります。主なものとしましては、10款、後期高齢者医療広域連合納付金2億3,202万3,221円6,000円、前年比3,295万7,000円の増で、広域連合の算定による被保険者保険料負担金の増額によるものです。1

5款、保健事業費、1,425万4,000円、前年比109万3,000円の増で、主な内容は、11ページをお願いいたします。15款、保健事業費、5項、健康保険、健康保持増進事業費、10目、健康増進事業費、1節、報酬から4節、共済費におけます会計年度任用職員の報酬手当等の増額によるものでございます。

14ページ、給与費明細書以降につきましては説明を省略させていただきます。

これで議案第26号、令和6年度氷川町後期高齢者医療特別会計予算の説明を終わります。

○議長（米村 洋議員） 白丸浩二、建設下水道課長。

○建設下水道課長（白丸浩二課長） 議案第27号、令和6年度氷川町下水道事業会計予算について御説明いたします。

令和6年度氷川町下水道事業会計予算を別紙のとおり定めるため、地方自治法第96条第1項の規定により、議会の議決を求めるものです。

1ページを御覧ください。初めに、第2条、業務の予定量は、処理区域内人口を9,761人とし、これまでの実績をもとに推計いたしました。年間有収出水量97万6,250立方メートルを見込んでいます。この有収出水量とは、処理水のうち下水道使用料の対象となった分の水量になります。また、主な建設改良事業といたしまして、公共枿設置工事300万円を予定しております。

次に、第3条収益的収入及び支出については、主に下水道資産の維持管理に係る経費になります。

2ページを御覧ください。第4条資本的収入及び支出については、下水道資産の建設事業に係る経費になります。

次に、第3条の収益的収入について、説明いたします。5ページを御覧ください。令和6年度氷川町下水道事業会計当初予算実施計画書で御説明いたします。1款、公共下水道事業収益は6億5,539万7,000円を見込んでいます。その内訳として、1項、営業外収益1億5,978万9,000円は、主なものとして、下水道使用料などを計上しております。

次に、2項、営業外収益4億9,560万8,000円は、一般会計からの補助金である他会計補助金、3億2,283万9,000円とし、ウォーターPPP基礎調査及びストックマネジメント計画変更策定に伴う国庫補助金1,700万円のほかに、収益的支出に対して、過去に償却資産を取得した際の国庫補助金などの財源を収益化した長期前受金戻入1億5,576万6,000円が主なものです。

続きまして、収益的支出について御説明いたします。6ページを御覧ください。

1款、公共下水道事業用は、5億9,275万9,000円を予定しております。主な内訳として、1項、営業費用5億4,465万6,000円は、管渠費の修繕費が、県道14号線、国道443号など、道路補修に伴うマンホール高さ調整工事1,095万円、委託料として、ストックマネジメント計画変更業務委託料1,496万円及びウォーターPPP基礎調査業務委託料1,232万円、処理場費が、宮原浄化センター管理業務委託料4,817万9,000円、流域下水道維持管理負担金6,9

55万円、個別排水処理費、合併処理浄化槽清掃管理委託料173万9,000円、総係費が職員の人件費などで2,428万9,000円、経営戦略策定業務委託料770万円、下水道事業計画変更業務委託料1,076万9,000円、固定資産の減価償却費に3億584万3,000円を計上しています。

次に、2項、営業外費用4,760万3,000円は、主なものといたしまして、企業債の支払い利息4,324万2,000円などを計上しています。

次に、3項、予備費50万円を計上しています。

続きまして、7ページを御覧ください。第4条資本的収入及び支出の収入から御説明いたします。

1款、資本的収入は1億2,590万4,000円を見込んでおります。その内訳として、1項、企業債1億1,132万5,000円は、公共下水道事業の下水道債を計上しています。

次に、2項、他会計補助金1,281万円は、企業債の償還に要する経費に対する一般会計からの基準内繰入額の補助金を計上しています。

次に、3項、負担金等では、176万9,000円の下水道事業受益者負担金を見込んでいます。

続きまして、支出は、1款、資本的支出は3億3,862万円を見込んでおります。その内訳として、1項、建設改良費644万4,000円は、主なものとして、工事請負費として、公共柵設置工事など請負費540万円を計上しています。

次に、2項、流域下水道建設負担金1億699万4,000円は、八代北部流域下水道建設負担金を計上しております。

次に、3項、企業債償還金2億2,518万2,000円は、建設企業債元金の償還金を計上しております。

それでは、予算書の2ページを御覧ください。上から2行目の第4条資本的収入及び支出の括弧書きについて読み上げます。資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額2億1,271万6,000円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額890万4,000円、当年度分損益勘定留保資金1億5,007万6,000円、繰越利益剰余金処分別4,824万1,000円及び当年度利益剰余金処分別549万5,000円で補填するものとするとして定めています。この資本的収入及び支出の予算では、支出に対して収入額が少なく計上されていますので、不足分を当年度剰余金などで補填するものです。

続きまして、2ページの下から7行目、第5条、企業債は、令和6年度に起こす企業債について定めるものでございます。

次に、3ページの中程、第6条では、一時的に資金不足があった場合の短期的な借入れの限度額を2億円と定めています。7条では、予定支出の各項間の流用範囲を定めています。次に、8条では議会の議決を経なければ流用できない経費として職員給与費の2,428万9,000円を定めています。次に、9条、他会計からの補助金について、下水道事業運営のため、一般会計からの繰入総額3億3,564万

9,000円と定めています。次に、第10条、繰越し利益剰余金4,824万1,000円及び当年度利益剰余金549万5,000円を、資本的収支不足額に対する補填財源に充てるために処分することを定めています。

なお、氷川町下水道事業会計予算に関する説明資料として、8ページ以降に、氷川町下水道事業会計予定キャッシュフロー計算書、給与費明細書、氷川町下水道事業会計予定貸借対照表などを掲載しておりますので、御参照ください。また、予算計上項目の詳細につきましては、参考として、歳入歳出予算事項別明細書を別に添付しておりますので御参照ください。

これで議案第27号の説明を終わります。

○議長（米村 洋議員） 岩本博美、福祉課長。

○福祉課長（岩本博美課長） 議案第28号、第4期氷川町地域福祉計画の策定について御説明いたします。

第4期氷川町地域福祉計画を別紙のとおり策定するため、地方自治法第96条第2項の規定による議会の議決すべき事件を定める条例第2条の規定により議会の議決を求めるものです。

提案理由としまして、地域福祉計画を策定するにあたっては、地方自治法第96条第2項の規定による議会の議決すべき事件を定める条例第2条第4号の規定により議会の議決を求めるものです。

第4期氷川町地域福祉計画の冊子の方を御覧ください。第4期氷川町地域福祉計画は、第2次氷川町総合振興計画を上位計画とした個別計画であり、社会福祉法第107条に基づく市町村地域福祉計画として、令和6年度から向こう5年間、地域福祉の推進を図るための基本的指針となるものです。また、高齢者、障害者、子どもなどを対象とした福祉に関連する町の分野別計画と整合、連携を図りながら、これらの計画を横断的につなげる計画として策定するものです。

また、成年後見制度利用促進法第14条第1項に基づく市町村成年後見制度利用促進基本計画及び再犯の防止等の推進に関する法律第8条第1項に基づく地方再犯防止推進計画としても位置づけております。

本計画は、第1章から第8章までで構成されております。

第1章、計画策定の概要1ページから6ページになります。計画策定の背景、計画の位置づけ、計画の期間、各種計画との関連、計画策定方法など、本計画に関する基本的事項を掲載しております。

第2章、地域福祉に係る本町の状況として、7ページから34ページになります。本町の地域福祉に関する現状のデータ、町民アンケート、区長アンケート、民生委員児童委員、主任児童委員アンケートの調査結果を掲載しております。

第3章、第3期計画の実施状況、今後の方向性の検討として35ページから42ページ、35ページから36ページには、第3期計画の実施状況及び、設定した基本目標ごとの評価指標の進捗状況を掲載しております。37ページから42ページには、現状データや各調査結果、第3期計画実施状況から抽出された移動手段等の

確保担い手の確保、地域活動の活性化の3つの課題を個人、地域、行政でできそうなことに分け、本計画策定委員によるワークショップで検討した結果を掲載しております。

第4章、基本理念と43ページから44ページ、基本理念としまして、みんなの心が通い合い、支え合う、安心して暮らせるまちと定め、基本理念の実現に向けて、地域住民が主役の福祉活動の推進、相談しやすい体制づくりと福祉サービスの充実、お互いを尊重し合う、誰もが暮らしやすい地域づくりの3つの基本目標を掲載しております。

第5章、施策の展開、45ページから60ページになります。基本目標の主要施策ごとに現状及び課題、今後の方向性の具体的取組内容を掲載しております。また、基本目標ごとに、個人、地域、行政でできること、評価指標を掲載しております。

第6章、成年後見制度利用促進基本計画、61ページから66ページになります。成年後見制度の利用促進に関する法律第14条第1項に基づく市町村成年後見制度利用促進基本計画として位置づけました成年後見制度利用促進基本計画を掲載しております。具体的には、警察計画策定の背景、計画の位置づけ、成年後見制度について町民調査結果、基本理念、主要施策を掲載しております。

第7章、再犯防止推進計画、67ページから71ページになります。再犯の防止等の推進に関する法律第8条第1項に基づく地方再犯防止推進計画として位置づけました再犯防止推進計画を掲載しており、具体的には、計画策定に向けた基本的な考え方、計画の位置づけ、町民調査結果、基本方針、施策方針を掲載しております。

第8章、計画の推進、72ページから73ページです。本計画を推進するにあたりまして、関係各課や地域組織、団体と連携して、取組を進めるための5つの項目を掲載しております。

第4期計画は、地域福祉計画、成年後見制度利用促進基本計画、再犯防止推進計画の3つの計画を一体的に策定しております。

これで議案第28号、第4期氷川町地域福祉計画の策定についての説明を終わります。

○議長（米村 洋議員） 西村憲志、企画財政課長。

○企画財政課長（西村憲志課長） 議案第29号、氷川町過疎地域持続的発展計画の変更について説明いたします。

氷川町過疎地域持続的発展計画を別紙のとおり変更したいので、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第8条第10項において準用する同条第1項の規定により、議会の議決を求めるものです。

提案理由といたしまして、過疎地域持続的発展市町村計画の変更につきましては、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法及び事務処理要領に基づき、事業の項目の追加や本文の修正、目標または達成状況の評価の変更など、計画全体

に及ぼす影響が大きいものである場合については、あらかじめ知事との協議を行った後、議会の議決を頂くこととなっております。

このたび、該当する事案における熊本県知事との協議について、令和5年12月27日付けで、特に意見なしとの回答がございましたので、今回の提案となった次第でございます。今回提案いたします市町村計画の変更につきましては、令和4年9月の計画策定後において、実施する事業内容に変更が生じたことによるもので、本計画に記載することで、過疎対策事業債を活用できるようにするものです。ただし、本計画に記載されている全ての事業に活用できるものではございませんので、お知りおきください。

次に、変更内容を説明いたします。別紙になりますけれども、氷川町過疎地域持続的発展計画変更内容の22ページになります。5、交通施設の整備、交通手段の確保の項目になります。

開けていただきまして、24ページからになりますけれども、3、事業計画の事業内容につきまして、一覧表が掲載されていると思います。

こちらの25ページ、市町村道の道路改良及び舗装補修として、町裏線道路改良及び道路舗装補修から27ページの八間川氷川堤防2号線道路改良及び道路舗装補修までの50路線を追加し、橋梁の改修実施設計及び改修といたしまして、東網道14号線、網道10番割2号橋、橋梁改修実施設計及び改修から、30ページの吉本本山線、道添1号橋梁改修実施設計及び改修までの58橋梁を追加するものです。

41ページを御覧ください。10で集落の整備の項目になります。(2)その対策につきまして、のところで、3行目に宅地分譲整備事業を追加し、5行目の移住定住という文言の前にありました空家へのという文言を削除し、住宅政策という文言を追加しております。また、(3)計画、事業計画の事業内容にも、42ページにありますけれども、宅地分譲整備事業を追加しております。

これで議案第29号の説明を終わります。

○議長(米村 洋議員) 以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

執行部の皆さん御存じと思いますが、今定例会は委員会付託を行いません。

-----○-----

散会 午後2時45分